

# 最近の土壤環境行政について

環境省水・大気環境局  
土壤環境課

平成25年10月11日

# 目次

- 土壤汚染対策法の概要
- 土壤汚染状況調査の件数
- 改正土壤汚染対策法施行以降に指定された区域数  
(調査契機別・区域別)
- 土壤汚染対策の実施内容
- 汚染土壤処理業の許可件数(種類別)
- 認定調査の実施状況
- 自然由来特例区域等について
- 技術管理者試験の実施状況
- その他

# 土壌汚染対策法の概要

## 目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

## 制度

※下線部が平成21年改正内容

### 調査

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時(第3条)
- ・一定規模(3,000㎡)以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第4条)
- ・土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき(第5条)

自主調査において土壌汚染が判明した場合において土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請(第14条)

土地所有者等(所有者、管理者又は占有者)が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

### 【土壌の汚染状態が指定基準に適合しない場合】

#### 区域の指定等

##### ①要措置区域(第6条)

土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域  
→汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示(第7条)  
→土地の形質の変更の原則禁止(第9条)

摂取経路の遮断が行われた場合

##### ②形質変更時要届出区域(第11条)

土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)  
→土地の形質の変更時に都道府県知事に計画の届出が必要(第12条)

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

#### 汚染土壌の搬出等に関する規制

- ・①②の区域内の土壌の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準・処理の委託義務に違反した場合の措置命令)
- ・汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務
- ・汚染土壌の処理業の許可制度、処理基準、改善命令、廃止時の措置義務

#### その他

- ・指定調査機関の信頼性の向上(指定の更新、技術管理者の設置等)
- ・改正土壌汚染対策法は、平成22年4月1日より施行

# 土壌汚染状況調査の件数

		H14 <sup>※1</sup>	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	累計
法第3条	有害物質使用特定施設の廃止件数 <sup>※2</sup>	37	572	802	885	941	944	1,031	936	899	771	7,818
	調査結果報告件数 <sup>※3</sup>	0	87	163	185	265	243	240	299	204	245	1,931
	調査猶予件数	4	424	601	737	734	847	898	815	685	498	6,243
	小計	4	511	764	922	999	1,090	1,138	1,114	889	743	8,174
法第4条	形質変更時届出件数	-	-	-	-	-	-	-	-	10,815	9,525	20,340
	調査命令件数	-	-	-	-	-	-	-	-	270	180	450
	調査結果報告件数	-	-	-	-	-	-	-	-	226	199	425
法第5条	調査命令発出	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	5
	同上の調査結果報告件数	0	3	1	0	0	1	0	0	0	0	5
	都道府県知事自らが調査を行う旨の公告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法第14条	申請件数(調査結果報告件数)	-	-	-	-	-	-	-	-	89	241	330

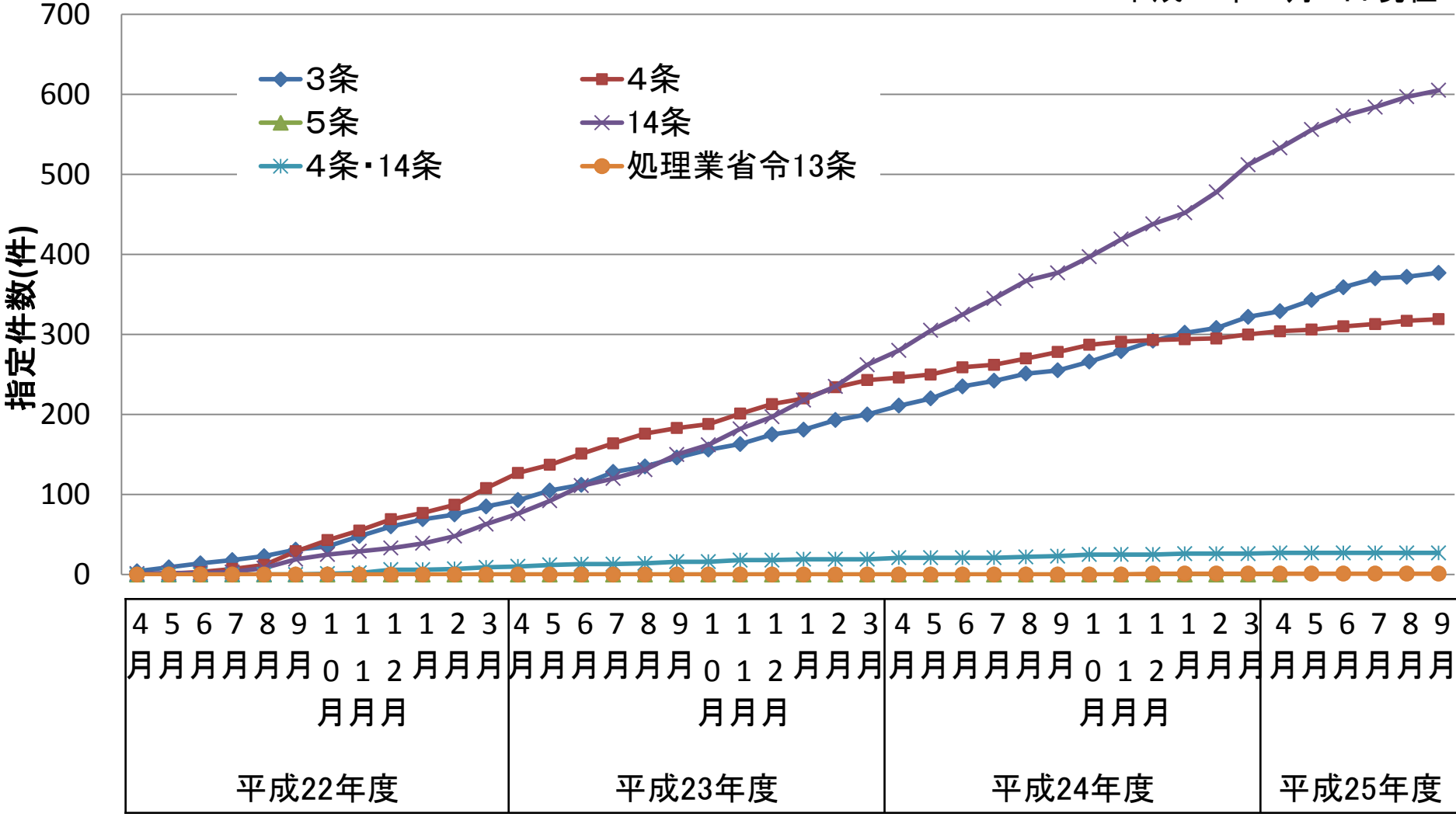
※1 平成14年度については法施行日(平成15年2月15日)から平成15年3月31日までの状況である。

※2 有害物質使用特定施設の廃止と調査の年度が異なる事例、施設が廃止された工場に係る土地所有者が複数存在して各々の所有者について一時的免除の確認を行った事例、調査を実施するか確認の手続きを行うか検討中の事例、複数の施設に対して行った調査等があるため、法第3条調査結果報告件数と一時的免除件数等との和は、施設廃止件数と一致しない。

※3 調査結果報告件数は、施行規則附則第2条(経過措置)の適用件数を含む。

# 改正土壤汚染対策法施行以降に指定された区域数 (調査契機別)

平成25年10月1日現在



※注 平成25年10月1日までに解除された数を含む 4

# 改正土壤汚染対策法施行以降に指定された区域数(調査契機別)

改正後の指定件数  
(H22.4～)

(件)

	契機となった土壤汚染対策法の条文						
	3条	4条	5条	14条	4条・14条	処理業 省令13条	
平成 22 年度	4月	4 (2)	0 (0)	0	1 (1)	0 (0)	0
	5月	5 (4)	1 (0)	0	1 (0)	0 (0)	0
	6月	5 (2)	2 (1)	0	0 (0)	0 (0)	0
	7月	4 (2)	4 (2)	0	1 (0)	0 (0)	0
	8月	5 (2)	5 (3)	0	5 (3)	0 (0)	0
	9月	8 (5)	17 (13)	0	11 (5)	0 (0)	0
	10月	4 (2)	14 (7)	0	6 (2)	1 (0)	0
	11月	13 (8)	12 (7)	0	4 (1)	1 (0)	0
	12月	12 (10)	14 (9)	0	4 (3)	4 (0)	0
	1月	9 (4)	8 (2)	0	6 (3)	0 (0)	0
	2月	6 (2)	10 (6)	0	9 (4)	1 (0)	0
	3月	10 (5)	21 (9)	0	15 (9)	2 (0)	0
平成 23 年度	4月	8 (3)	19 (10)	0	13 (6)	1 (0)	0
	5月	12 (4)	10 (7)	0	16 (7)	2 (0)	0
	6月	7 (3)	14 (7)	0	19 (3)	1 (0)	0
	7月	16 (8)	13 (4)	0	9 (1)	0 (0)	0
	8月	7 (1)	12 (4)	0	11 (4)	1 (0)	0
	9月	11 (7)	7 (4)	0	19 (6)	2 (0)	0
	10月	10 (5)	5 (2)	0	12 (6)	0 (0)	0
	11月	7 (3)	13 (6)	0	20 (7)	2 (2)	0
	12月	12 (5)	12 (6)	0	15 (7)	0 (0)	0
	1月	6 (3)	7 (6)	0	21 (6)	1 (0)	0
	2月	12 (0)	14 (5)	0	17 (5)	0 (0)	0
	3月	7 (3)	9 (4)	0	27 (10)	0 (0)	0

※都道府県及び政令で定める市から提供を受けた情報  
に基づいて作成

※括弧内の数字は解除された件数

平成25年10月1日現在  
(件)

	契機となった土壤汚染対策法の条文						
	3条	4条	5条	14条	4条・14 条	処理業 省令13 条	
平成 24 年度	4月	11 (6)	3 (3)	0	18 (5)	2 (0)	0
	5月	9 (4)	4 (1)	0	25 (14)	0 (0)	0
	6月	15 (7)	9 (2)	0	20 (7)	0 (0)	0
	7月	7 (3)	3 (0)	0	20 (11)	0 (0)	0
	8月	9 (3)	8 (5)	0	22 (6)	1 (0)	0
	9月	4 (0)	8 (3)	0	10 (3)	1 (0)	0
	10月	11 (4)	9 (3)	0	20 (5)	2 (0)	0
	11月	13 (5)	4 (1)	0	22 (4)	0 (0)	0
	12月	13 (5)	2 (1)	0	19 (4)	0 (0)	1
	1月	10 (2)	1 (0)	0	14 (2)	1 (0)	0
	2月	6 (1)	1 (0)	0	26 (6)	0 (0)	0
	3月	14 (3)	5 (1)	0	34 (7)	0 (0)	0
平成 25 年度	4月	7 (1)	4 (1)	0	21 (3)	1 (0)	0
	5月	14 (2)	2 (0)	0	23 (2)	0 (0)	0
	6月	16 (0)	4 (0)	0	17 (1)	0 (0)	0
	7月	11 (0)	3 (0)	0	11 (0)	0 (0)	0
	8月	2 (0)	4 (0)	0	13 (0)	0 (0)	0
	9月	5 (0)	2 (0)	0	8 (0)	0 (0)	0
計	377 (139)	319 (145)	0	605 (179)	27 (2)	1	

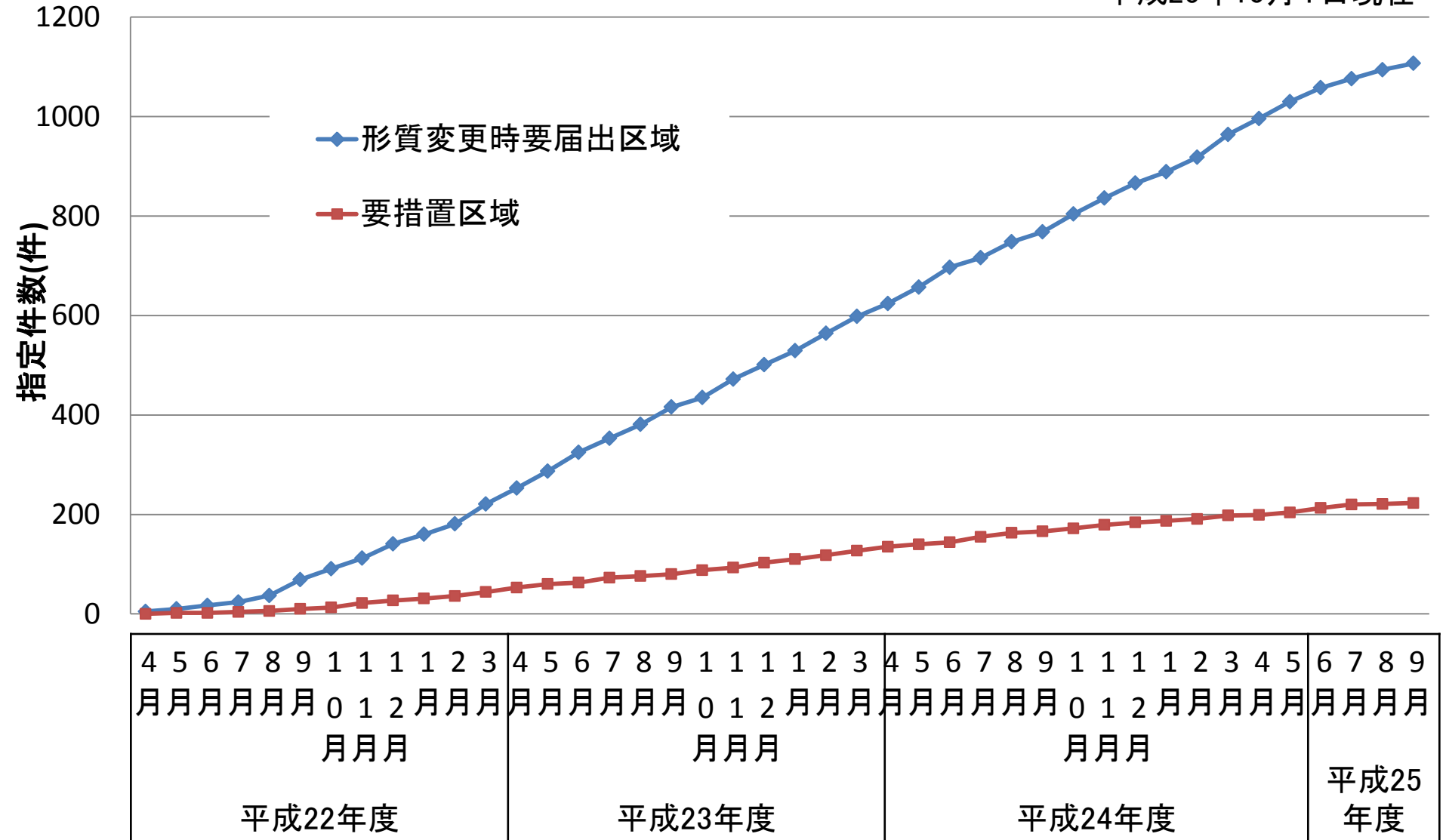
現在の区域指定件数: 993件(改正前からの件数を含む)

【内訳】

3条	: 364件	4条	: 174件
5条	: 3件	14条	: 426件
4条・14条	: 25件	処理業省令条	: 1件

# 改正土壤汚染対策法施行以降に指定された区域数(区域別)

平成25年10月1日現在



※注 平成25年10月1日までに解除された数を含む

# 改正土壤汚染対策法施行以降に指定された区域数(区域別)

改正後の指定件数  
(H22.4～)

(件)

平成25年10月1日現在

(件)

		要措置区域	形質変更時 要届出区域
平成 22 年度	4月	0 (0)	5 (3)
	5月	2 (1)	5 (3)
	6月	0 (0)	7 (3)
	7月	2 (2)	7 (2)
	8月	2 (2)	13 (6)
	9月	4 (3)	32 (20)
	10月	3 (2)	22 (9)
	11月	9 (6)	21 (10)
	12月	5 (5)	29 (17)
	1月	4 (1)	19 (8)
	2月	5 (3)	21 (9)
	3月	8 (5)	40 (18)
平成 23 年度	4月	9 (7)	32 (12)
	5月	7 (5)	34 (14)
	6月	3 (1)	38 (12)
	7月	10 (5)	28 (8)
	8月	3 (2)	28 (7)
	9月	4 (3)	35 (14)
	10月	8 (6)	19 (7)
	11月	5 (5)	37 (13)
	12月	10 (5)	29 (13)
	1月	7 (3)	28 (12)
	2月	8 (3)	35 (7)
	3月	9 (5)	34 (12)

		要措置区域	形質変更時 要届出区域
平成 24 年度	4月	8 (5)	26 (9)
	5月	5 (5)	33 (14)
	6月	4 (2)	40 (14)
	7月	11 (6)	19 (8)
	8月	8 (4)	32 (10)
	9月	3 (2)	20 (4)
	10月	6 (3)	36 (9)
	11月	7 (3)	32 (7)
	12月	5 (2)	30 (8)
	1月	3 (0)	23 (4)
	2月	4 (1)	29 (6)
	3月	7 (4)	46 (7)
平成 25 年度	4月	1 (1)	32 (4)
	5月	5 (0)	34 (4)
	6月	9 (0)	28 (1)
	7月	7 (0)	18 (0)
	8月	1 (0)	18 (0)
9月	2 (0)	13 (0)	
計	223 (118)	1107 (348)	

現在の区域指定件数:993件(改正前からの件数を含む)

【内訳】 要措置区域 : 107件  
形質変更時要届出区域 : 886件

※都道府県及び政令で定める市から提供を受けた情報に基づいて作成  
※括弧内の数字は解除された件数



# 土壌汚染対策の実施内容

実施対策		対策が実施された区域等		要措置区域 対策実施件数		形質変更時 要届出区域 対策実施件数		対策実施件数	
		H23	累計	H23	累計	H23	累計		
直接摂取による リスク	舗装（コンクリート、アスファルト等）	4	(5)	12	(20)	16	(25)		
	立入禁止	5	(6)	7	(18)	12	(24)		
	土壌入換え	0	(0)	4	(5)	4	(5)		
	盛土	0	(1)	8	(11)	8	(12)		
地下水の摂取等による リスク	地下水の水質測定	15	(25)	34	(50)	49	(75)		
	封じ込め等※	2	(4)	2	(3)	4	(7)		
	地下水汚染の拡大の防止	1	(2)	3	(4)	4	(6)		
	不溶化	2	(4)	6	(6)	8	(10)		
土壌汚染の除去	掘削除去	59	(82)	217	(327)	276	(409)		
	原位置浄化	8	(10)	12	(20)	20	(30)		
その他		0	(1)	4	(6)	4	(7)		
回答事例数		76	(108)	270	(402)	346	(510)		

注1) ()内の数字は、法施行日（平成15年2月15日）以降、平成23年度末までの累計件数である。

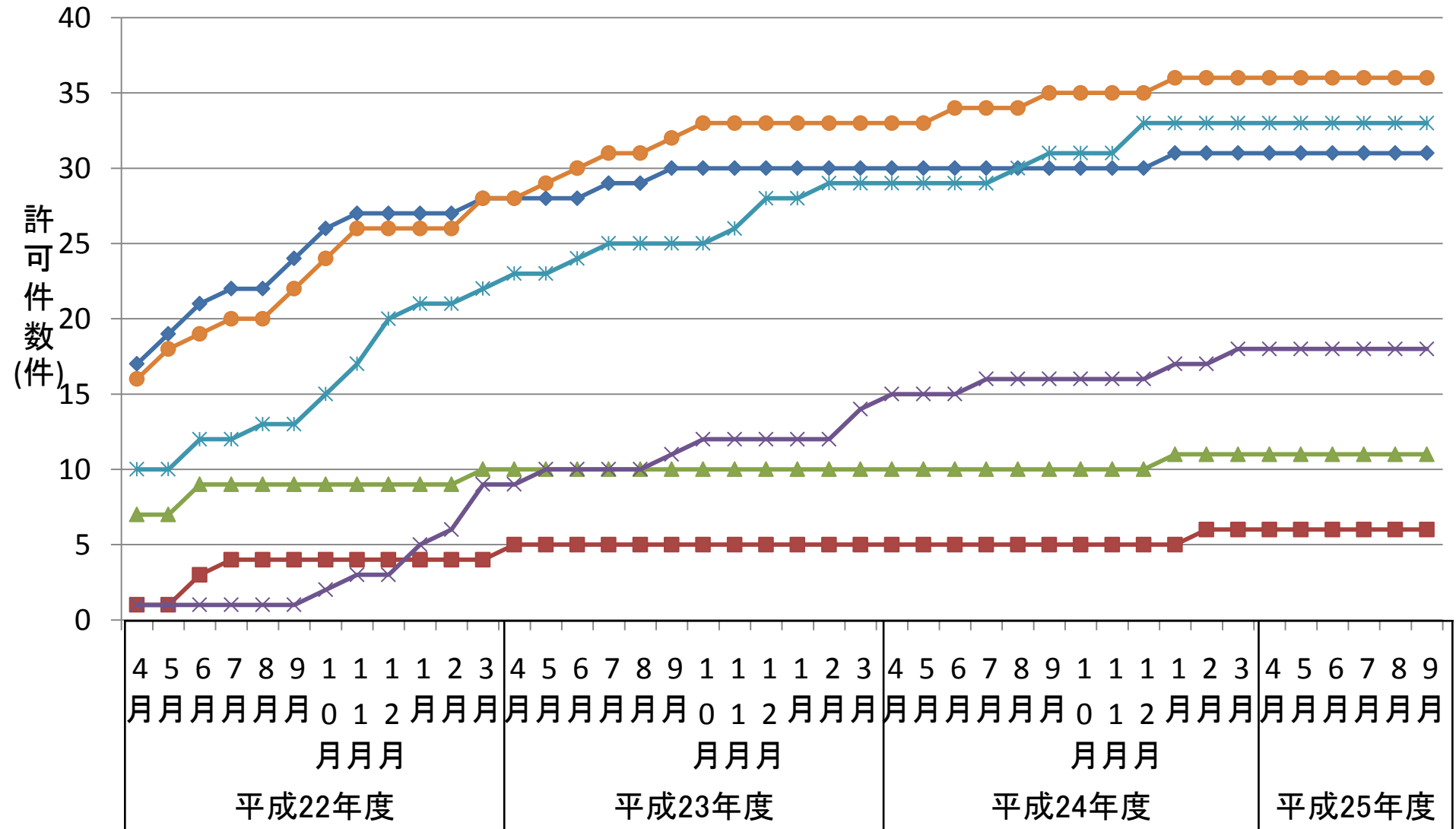
注2) 1つの区域において、複数の対策が行われることがある。

注3) 形質変更時要届出区域数の累計には平成21年度以前の指定区域も含む。

注4) ※封じ込め等とは「原位置封じ込め」、「遮水工封じ込め」及び「遮断工封じ込め」のいずれかを示す。

# 汚染土壌処理業の許可件数(種類別)

平成25年10月1日現在



◆浄化(浄化) ■浄化(溶融) ▲浄化(不溶化) ✕セメント製造 \*埋立処理 ●分別等処理

※注 休廃止した許可施設数を含む

# 汚染土壌処理業の許可件数(施設の種別)

平成25年10月1日現在  
(件)

(件)

		浄化等処理施設			セメント 製造施設	埋立処 理施設	分別等 処理施設
		浄化	溶融	不溶化			
平成 22 年度	4月	17(1)	1	7	1	10(1)	16
	5月	2	0	0	0	0	2
	6月	2	2	2	0	2	1
	7月	1(1)	1	0	0	0	1(1)
	8月	0	0	0	0	1(1)	0
	9月	2(1)	0	0	0	0	2(1)
	10月	2	0	0	1	2	2
	11月	1	0	0	1	2	2
	12月	0	0	0	0	3	0
	1月	0	0	0	2	1	0
	2月	0	0	0	1	0	0
	3月	1	0	1	3	1	2
平成 23 年度	4月	0	1	0	0	1	0
	5月	0	0	0	1	0	1
	6月	0	0	0	0	1	1
	7月	1	0	0	0	1	1
	8月	0	0	0	0	0	0
	9月	1	0	0	1	0	1
	10月	0	0	0	1	0	1
	11月	0	0	0	0	1	0
	12月	0	0	0	0	2	0
	1月	0	0	0	0	0	0
	2月	0	0	0	0	1	0
	3月	0	0	0	2	0	0

		浄化等処理施設			セメント 製造施設	埋立処 理施設	分別等 処理施 設
		浄化	溶融	不溶化			
平成 24 年度	4月	0	0	0	1	0	0
	5月	0	0	0	0	0	0
	6月	0	0	0	0	0	1
	7月	0	0	0	1	0	0
	8月	0	0	0	0	1	0
	9月	0	0	0	0	1	1
	10月	0	0	0	0	0	0
	11月	0	0	0	0	0	0
	12月	0	0	0	0	2	0
	1月	1	0	1	1	0	1
	2月	0	1	0	0	0	0
	3月	0	0	0	1	0	0
平成 25 年度	4月	0	0	0	0	0	0
	5月	0	0	0	0	0	0
	6月	0	0	0	0	0	0
	7月	0	0	0	0	0	0
	8月	0	0	0	0	0	0
	9月	0	0	0	0	0	0
計		31(3)	6	11	18	33(2)	36(2)

※都道府県及び政令で定める市から提供を受  
けた情報に基づいて作成  
※許可施設数は計88件  
※括弧内の数字は、休廃止した許可施設数

# 認定調査の実施状況

要措置区域等内の土地の土壌を法の対象から外すための認定調査について、平成22年度に都道府県知事等が認定した件数は5件、土量は1,704m<sup>3</sup>、平成23年度に認定した件数は15件、土量は83,770m<sup>3</sup>。

平成24年3月31日現在

〈自治体別の認定調査の実施状況(平成22年度)〉

自治体名	件数	土壌(m <sup>3</sup> )
東京都	2件	299
新潟県	1件	70
宮崎県	1件	610
熊本市	1件	725
合計	5件	1,704

〈自治体別の認定調査の実施状況(平成23年度)〉

自治体名	件数	土壌(m <sup>3</sup> )
八戸市	1件	100
仙台市	1件	8,050
さいたま市	1件	7,400
東京都	3件	10,478
横浜市	1件	8,265
平塚市	1件	200
三重県	1件	570
大阪市	4件	46,722
牧方市	2件	1,985
合計	15件	83,770

# 自然由来特例区域等について①【概要】

区域の分類		定義	健康被害が生じるおそれの基準	帯水層へ汚染拡散を招かない施行方法
要措置区域 (参考)		人の健康に係る被害を防止するために汚染の除去等の措置を講じることが必要な区域	該当 (おそれあり)	土地の形質の変更の禁止 省令第43条第2,3号 +環告53号
形質変更 時要届出 区域	(一般管理区域)	人為的な特定有害物質により汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域	非該当 (おそれなし)	省令第53条第2号適用 省令第50条第1項+ 環告53号
	自然由来 特例区域※	第二種特定有害物質(シアン化合物を除く。)による汚染状態が専ら自然的条件からみて土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土地	非該当 (おそれなし)	省令第53条第2号 適用除外
	埋立地 特例区域※	昭和52年以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓事業により造成された土地であり、かつ、専ら埋立て用材料により当該区域内の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土地	非該当 (おそれなし)	省令第53条第2号 適用除外
	埋立地 管理区域※	①公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、かつ、都市計画法に規定する工業専用地域内にある土地 ②公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、①と同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる区域	非該当 (おそれなし)	新規告示(環告54号)の方法で施工することにより省令第53条第2号の適用除外

※平成23年7月の土壤汚染対策法施行規則の改正に伴い新たに設定された区域。

# 自然由来特例区域等について②【指定された件数】

平成25年10月1日現在

区域の分類	定義	指定件数※
自然由来特例区域	第二種特定有害物質(シアン化合物を除く。)による汚染状態が専ら自然的条件からみて土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない土地	46件
埋立地特例区域	昭和52年以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓事業により造成された土地であり、かつ、専ら埋立て用材料により当該区域内の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない土地	6件
埋立地管理区域	①公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、かつ、都市計画法に規定する工業専用地域内にある土地 ②公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、①と同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる区域	33件

※既に指定解除されたものも含む。

# 技術管理者試験の実施状況

実施年度	出願者数	受験者	合格者数	合格率
平成22年度	6,245	5,554	1,055	19.0%
平成23年度	4,174	3,532	381	10.8%
平成24年度	3,747	3,050	311	10.2%

## 平成22～24年度技術管理者試験の合格基準

次の(1)及び(2)を満たすこと

(1)総合得点率 65%(52問/80問)以上

(2)問題区分※別得点率

各問題区分(調査・対策・法令) 30%以上

※問題区分

調査 : 10時30分～12時30分 問1～問35

対策 : 13時30分～15時30分 問1～問25

法令等 : 13時30分～15時30分 問26～問45

## ・指定調査機関数について

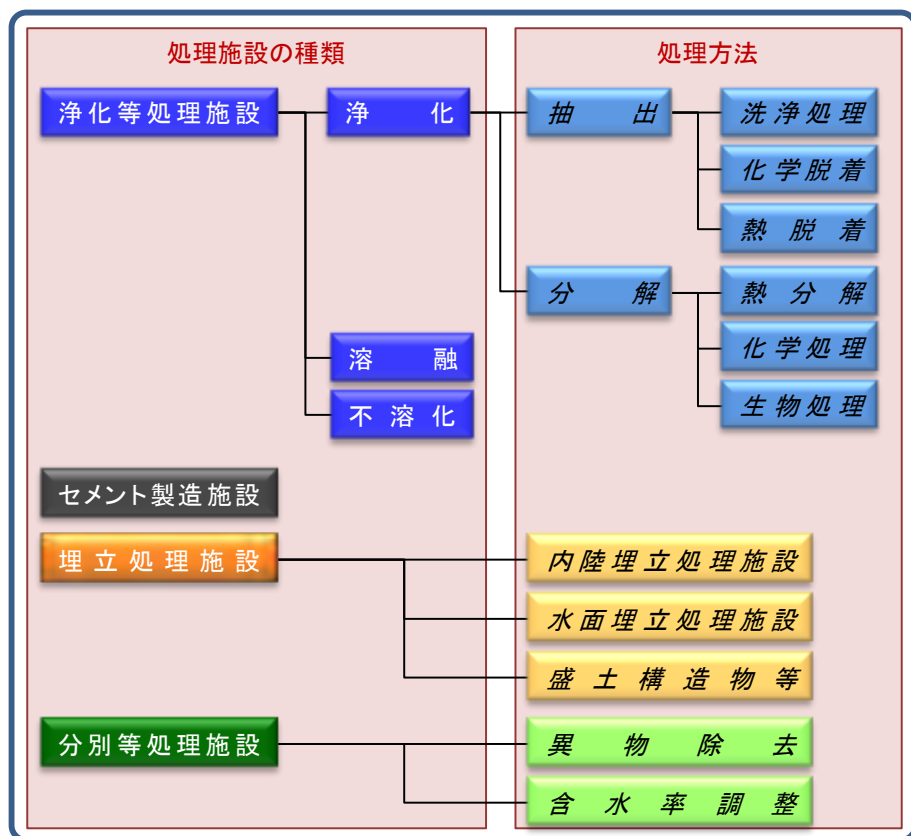
平成25年3月:1352社

平成25年8月:649社

# その他①汚染土壌処理業の許可審査等に関する 技術的留意事項

平成25年8月2日、「汚染土壌処理業の許可審査等に関する技術的留意事項」を公表

[http://www.env.go.jp/water/dojo/kyoka\\_shinsa/index.html](http://www.env.go.jp/water/dojo/kyoka_shinsa/index.html)



- 都道府県等の担当者が汚染土壌処理業の許可審査等において、当該施設が許可に係る基準に適合しているかどうかを確認する際に留意すべき技術的事項を記載
- 事業者が汚染土壌処理施設許可申請等を行う際に、当該施設が許可に係る基準を満足しているかどうかを事前に確認する場合の参考として活用も可能

汚染土壌処理施設の種類・処理方法ごとに整理



# その他②低コスト・低負荷型土壤汚染調査対策技術検討調査

## 背景・目的

土壤汚染の状況を把握するための調査や汚染の除去等の措置には、多額の費用を要し、環境中に大きな負荷をもたらすことがあるため、低コスト・低負荷型の土壤汚染調査・対策技術を実用化し、普及させることが必要。

## 概要

公募により提案された低コスト・低負荷型の技術を学識者からなる検討会において審査し選定後、実証試験を実施し、結果を検討会で評価。（提案技術を委託調査として支援。）  
評価結果はプレスリリース等で公表。

## 過去11年間で61件の実証試験を実施し評価・公表

〔 土壤汚染の調査に係る簡易・迅速な測定技術、浄化技術、封じ込め技術等が対象。（ダイオキシン類に係る技術を含む） 〕

# その他③ 東日本大震災による土壤汚染の現状把握調査

- 東日本大震災に伴う工場等からの特定有害物質の流出等による土壤汚染の有無、程度を把握するため平成23年より調査を実施。
- 第1次及び第2次調査の結果、津波等由来や人為的原因による土壤汚染の可能性が指摘された3地点について、これまでよりも広い範囲(対象地点より最大3キロメートル程度)について、汚染範囲を確認するとともに汚染原因を解析することを目的として平成24年12月に第3次調査を実施。
- 調査の結果、各調査対象地について、基準値を超過した調査地点は認められたが、津波由来等による土壤汚染は確認されなかった。また、周辺の飲用井戸の有無や調査地点の土地利用の状況を調査し、地下水摂取や土壤の直接摂取のおそれがないことを確認。

## 【第1次及び第2次調査の概要】

### (調査項目)

- ・土壤汚染対策法に定める特定有害物質
- ・ダイオキシン類(土壤)

### (調査地点)

- ・青森県～千葉県の津波被災地域等253地点(すべて公有地)

### (調査結果)

- ・水銀、鉛、砒素、ふっ素の4物質について78地点で土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に不適合